

◇国際会議報告◇

CMAC 会議（2022 年 3 月）出席報告

SMBC 日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト
公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリスト／公認会計士
財務会計基準機構 基準諮問会議委員
IFRS 財団 資本市場諮問委員会委員
大瀧 晃栄

1. はじめに

2022 年 3 月 17 日、資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。）が開催された。CMAC は、世界各国の財務諸表利用者の意見を IASB に対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。今回はコロナ禍の状況を踏まえ、対面とオンラインとのハイブリッド開催となった。日本からは筆者がオンラインで参加した。

以下、議事一覧及び各セッションの討議内容を紹介する。尚、使用されたプレゼンテーション資料については、IFRS ウェブサイトで閲覧が可能であることから、適宜参照頂きたい。

2. 議事一覧

<議事内容（以下ロンドン時間、休憩時間等は除く）>

11:05-12:05 IASB アップデート（各プロジェクト及び ISSB の動向等）

12:05-13:35 基本財務諸表

13:50-14:35 特約条項付の非流動負債

14:35-15:05 サプライヤー・ファイナンス契約

3. 基本財務諸表

本セッションは、2019 年 12 月に公表された公開草案「全般的な表示及び開示」の再審議において、①営業費用を機能別に報告している企業に対する性質別情報の注記要求、②通例でない項目の定義、の 2 つの論点に関して、CMAC メンバーのフィードバックを得ることを目的に実施された。

①営業費用の内訳開示に関する論点については、事務局より公開草案の提案に対するフィードバックと代替的なアプローチの概要に関する説明があった。公開草案が提案している完全なマトリックス法に基づく開示に関して、利用者はその有用性を支持しているものの、作成者からはコストがかかり過ぎるとのフィードバックがあり、その解決策として2つのタイプの部分マトリックス法が紹介された。部分マトリックス法1は特定の性質別費用（減価償却費や従業員給付等）を機能別費用に分解開示する方法であり、部分マトリックス法2は特定の機能別費用（売上原価等）を性質別費用に分解開示する方法である。公開草案には含まれなかった提案であることから、CMACメンバーに意見が求められた。

CMACメンバーの多くは部分マトリックス法を支持したが、完全なマトリックス法により企業固有の重要な情報が提供されることが最も有用であるとの意見や、一部メンバーからは作成者が指摘する高いコストに対する疑念も示された。

代替案として提案された2つの部分マトリックス法については、どちらの方法がよいかは企業のビジネスモデルや業界によって異なるだろうとの意見があった。また、部分マトリックス法1については、減価償却費や従業員給付等の機能別情報は有用であるとしつつも、提示された費目以外の重要な情報が開示されない懸念が示された。一方、部分マトリックス法Bについては、売上原価や販管費の構成を理解することができ有用であるとの意見が多くあった。その他、定量情報の有用性を指摘する意見もあった。

②通例でない項目の定義については、過去に発生した事実を考慮する必要性の有無、及び複数報告期間で発生する項目の取扱い、の2つの論点を中心に討議した。全てのCMACメンバーは、通例でない項目を単一の注記として開示することに同意した。

定義については、筆者からは極めて例外的な狭い範囲とするよりも広範な定義の方が有用であること、2つの論点については自然災害を例にあげ、過去発生した項目及び複数報告期間に発生する費用を定義に含めることを求めた。

定義の範囲については、筆者を含め広範な定義を求めるメンバーがいる一方で、経常的な項目が通例でない項目とすることを防ぐことに焦点をあてた定義を希望するメンバーもいた。また、ほとんどのメンバーからは複数報告期間に発生する費用を定義に含めるべきとの意見が聞かれた。さらに、対象となる項目が過去いつ発生して、今後どれくらい継続すると予想されるかといった情報も重要であるとの意見があった。その他、継続して一貫した定義を適用することの重要性も指摘された。

4. 特約条項付の非流動負債

本セッションは、昨年11月に公表された公開草案「特約条項付の非流動負債（IAS第1号の修正案）」について、CMACメンバーの意見を聴取することを目的に実施された。事務局より公開草案の提案内容について説明があり、CMACメンバーに意見が求められた。

CMAC メンバーは概ね公開草案の提案を支持した。区分表示の提案については賛否両論があったものの、注記の提案については支持する意見が聞かれた。特約条項に関する情報開示だけでなく、どのように特約条項を遵守するかの情報や特約条項に違反した場合の再交渉に関する情報等も有用であるとの意見が聞かれた。その一方で、特約条項の遵守に関する見通しやリスクの閾値の特定化にかかる困難さを指摘する意見も聞かれた。

5. サプライヤー・ファイナンス契約

本セッションは、昨年 11 月に公表された公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約 (IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」について、提案されている開示によって、投資家がサプライヤー・ファイナンス契約にかかる企業の負債やキャッシュ・フローへの影響を評価できるかについて、CMAC メンバーから更なるフィードバックを得ることを目的に実施された。事務局より公開草案の提案内容について説明があり、CMAC メンバーに意見が求められた。

CMAC メンバーからは、支払期日の加重平均や分布の開示の方が有用であるとの意見や、複数年分の開示を求める意見もあった。また、追加開示項目の提案として、当該契約を含む金融負債のロールフォワード（調整表）に関する情報や、ファイナンス供給者の識別情報を求める意見があった。

6. 次回の予定

次回の CMAC ミーティングは、GPF（世界作成者フォーラム）と合同で、2022 年 6 月 16 日と 17 日の 2 日間にわたり、今回と同様に対面とオンラインでのハイブリッド開催が予定されている。